

○忠岡町文化会館条例

昭和60年3月12日条例第18号

忠岡町文化会館条例

(目的)

第1条 この条例は、忠岡町文化会館（以下「会館」という。）の設置及びその管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 忠岡町文化会館
- (2) 位置 忠岡町忠岡南1丁目18番17号

(管理)

第3条 会館は、町長及び教育委員会が管理する施設とし、別の条例で定める公民館、図書館及び働く婦人の家をあわせて管理するため、館長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長又は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。